

2 計画の策定経過

年	月	市議会	地域公共交通 活性化協議会	その他
2024年	4月			原案検討開始
	5月			
	6月			
	7月		4日 2024(令和6)年度第1回	7月5日~7月6日 乗降調査 7月5日~7月31日 事業者ヒアリング
	8月			7月14日~8月12日 利用者アンケート 7月24日~8月12日 市民アンケート
	9月			
	10月		29日 2024(令和6)年度第2回	
	11月			
	12月	10日 建設産業委員協議会 17日 全員協議会		12月18日~1月17日 パブリックコメント
2025年	1月			
	2月		12日 2024(令和6)年度第3回	
	3月			公表

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

3 地域公共交通活性化協議会

(1) 大府市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大府市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事。
- (2) 市運営有償運送に関する事。
- (3) 地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関する事。
- (4) 市の公共交通施策の推進に関する事。
- (5) 協議会の予算及び決算に関する事。
- (6) その他協議会が必要と認める事。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長又は市長が指名した者をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (5) 鉄道事業者の代表者
- (6) 市内に住所を有する者又は利用者の代表者
- (7) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又は国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名した者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (9) 愛知県知多建設事務所長又は愛知県知多建設事務所長が指名した者
- (10) 愛知県東海警察署長又は愛知県東海警察署長が指名した者
- (11) 学識経験を有する者
- (12) その他協議会の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の全会一致で決することを原則とする。ただし、可否が分かれた場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開する。

(監査)

第7条 協議会に監査委員を2名置くものとする。

2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

4 監査委員は、出納監査の結果を会長に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の庶務の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の公共交通に関する事務を所管する課等に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、市の負担とする。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、現に会長であった者がこれを決算する。

(運賃料金部会)

第12条 協議会は、旅客輸送に係る運賃及び料金(以下「運賃等」という。)を協議するため、運賃料金部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、市民生活のための旅客輸送に係る運賃等に関すること。

(2) その他部会が必要と認めること。

3 部会は部会長及び委員(以下「部会委員」という。)をもって組織する。

4 部会長は会長をもって充て、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 部会委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者の代表者

(2) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又は国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名した者

(3) 市内に住所を有する者又は利用者の代表者

6 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

7 部会の会議(以下「部会会議」という。)は、部会長が招集し、議長となる。

8 部会会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

9 部会会議の議事は、出席部会委員の全会一致で決することを原則とする。ただし、可否が分かれた場合は、出席部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 部会長は、部会会議において必要があると認めるときは、部会委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

11 部会会議は、原則として公開する。

12 部会長は、部会での協議結果を、速やかに協議会の会長に報告するものとする。

13 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 大府市地域公共交通活性化協議会委員名簿

役職名	氏名	所属	備考
会長	岡村 秀人	大府市長	
副会長	田中 賢	日本大学工学部まちづくり工学科	
委員	金森 隆浩	知多乗合株式会社	
//	藤田 和弘	名鉄知多タクシー株式会社 愛知県タクシー協会	
//	小林 裕之	公益社団法人愛知県バス協会	
//	松村 隆信	東海旅客鉄道株式会社 大府駅	
//	吉村 比富	大府市区長会	
//	神谷 まち子	大府市地域婦人団体連絡協議会	
//	阪野 加奈	大府市小中学校PTA連絡協議会	
//	深谷 さと子	大府市身体障がい者福祉協会	
//	花井 静枝	大府市老人クラブ連合会	
//	朝熊 清花	社会福祉法人憩の郷	
//	船場 萌恵子	大府市若者会議	
//	藤根 由紀子	特定非営利活動法人みらいっこ	
//	宮川 高彰	中部運輸局愛知運輸支局	
//	桑山 忍	愛知県交通運輸産業労働組合協議会	
//	伴野 誠司	愛知県知多建設事務所 維持管理課	
//	今井 聡至	愛知県東海警察署 交通課	
//	石屋 義道	愛知県都市・交通局 交通対策課	
オブザーバー	新美 光良	大府市副市長	
//	都築 篤	刈谷市都市政策部 都市交通課	
//	竹内 千明	東海市都市建設部 都市計画課	
//	萩野 明久	豊明市行政経営部 企画政策課	
//	前床 昭二	東浦町都市整備部 まちづくり課	

(敬称略)

事務局

氏名	所属	備考
伊藤 宏和	都市整備部長	
竹嶋 雅人	都市整備部 都市政策課長	
神田 昌則	都市整備部 都市政策課 計画地域交通係長	
浅岡 和俊	都市整備部 都市政策課 計画地域交通係 主査	
後藤 世至希	都市整備部 都市政策課 計画地域交通係 主事	
佐野 隆造	福祉部 高齢障がい支援課 高齢福祉係長	

(3) 大府市地域公共交通活性化協議会の経過

日程	名称	議事
2024(令和6)年 7月4日	2024(令和6)年度 第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■大府市循環バスの路線改正方針(案)について ■大府市地域公共交通計画の改定(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定の主旨(案)について ・計画改定の全体方針(案)について ・計画改定(案)について ・モニタリング調査実施概要について ■大府市地域公共交通計画の評価等結果について
2024(令和6)年 10月29日	2024(令和6)年度 第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■大府市循環バスの路線改正(案)について ■大府市地域公共交通計画の改定(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査結果について ・課題整理について ・交通将来像(案)について ・指標及び目標値(案)について ・計画改定(案)について
2025(令和7)年 2月12日	2024(令和6)年度 第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメント実施結果について ■第2次大府市地域公共交通計画について



▲大府市地域公共交通活性化協議会開催の様子

4 市民アンケート

項目	内容
調査目的	市民の生活圏、交通圏、利用条件、利用意向、費用負担の在り方などの把握
調査対象	大府市在住の15歳以上の方
配布数	2,500通(調査対象者の中から無作為に抽出)
調査方法	郵送配布・郵送またはWEB回収
調査時期	2024(令和6)年7月24日(水)~8月12日(月・祝)
調査項目	(1)属性(性別・年齢・在住地域・自家用車の利用頻度など) (2)自動車運転免許証の返納について (3)日頃の外出について (4)大府市の地域公共交通の認知度について (5)地域公共交通の満足度と役割について (6)各種地域公共交通の利用頻度について (7)地域公共交通の維持について
回収結果	回収数:1,167件/回収率:46.7% (RI調査:1,376件/55.0%)

5 乗降調査

項目	内容
調査目的	路線別、便別、停留所別の利用実態の把握
調査対象	循環バス全路線(①東②北③西④南⑤中央)
調査方法	ドライブレコーダー映像観測によるOD解析
調査時期	2024(令和6)年7月5日(金)及び7月6日(土)
サンプル数	7月5日(金): 732サンプル (①東:135、②北:94、③西:75、④南:156、⑤中央:272) 7月6日(土): 667サンプル (②東:103、②北:88、③西:52、④南:101、⑤中央:323)

6 利用者アンケート

項目	内容
調査目的	地域公共交通の満足度、改善事項、費用負担の在り方などの把握
調査対象	循環バス全路線(①東②北③西④南⑤中央)
配布数	452通(調査員配布:289、バス車内:163)
調査方法	調査員が主要バス停で利用者に対し調査票を配布・郵送回収 WEB調査も同時実施(バス車内や主要バス停に二次元コードを掲示)
調査時期	配布 :2024(令和6)年7月14日(日)及び7月17日(水) 回収期限:2024(令和6)年8月12日(月・祝) ※投函締切:8月9日(金) WEB調査期間:2024(令和6)年7月14日(日)~8月12日(月・祝)
調査項目	(1)属性(性別・年齢・在住地域・自家用車の利用頻度) (2)循環バスの利用について(利用路線・利用目的・目的地・利用頻度など) (3)循環バスに期待する役割について (4)循環バスの満足度と重要度について (5)地域公共交通の維持について
回収結果	回収数:223件/回収率:49.3% (RI調査:168件/53.0%)

7 事業者ヒアリング

項目	内容
調査目的	交通事業者が抱える運行上の問題点や改善点の把握
調査対象	大府市内の路線バス及び循環バスを運行するバス事業者(知多乗合) 大府市内を営業範囲とするタクシー事業者(大興タクシー、名鉄知多タクシー)
調査方法	聞き取り方式(ヒアリングシートを事前に事業者へ送付)
調査時期	2024(令和6)年7月5日(金)~7月31日(水)
調査項目	(1)運行上の問題点とその改善に向けた提案 (2)利用者の現状(利用者数や特性など)や、路線の今後の見通し (3)利用者や沿線住民の意見 (4)公共交通全体の利便性を高めるための、事業者としての取組実績や、実施予定の取組 また、大府市や地域と連携した取組の在り方についての提案 (5)その他意見など

8 パブリックコメント

項目	内容
実施期間	2024(令和6)年12月18日(水)~2025(令和7)年1月17日(金)
閲覧場所	都市政策課窓口・各公民館・ミューいしがせ・市公式ウェブサイト
提出方法	郵送・FAX・メールなど
募集結果	8名2件

9 大府市の地域公共交通のあゆみ

	明治						大正	
	明治19年 1886年	明治20年 1887年	明治22年 1889年	明治27年 1894年	明治39年 1906年	明治40年 1907年	大正4年 1915年	大正15年 1926年
	市の変遷				7か村合併		町制施行	
鉄道	・ （国鉄武豊線開通 大府↷武豊）	・ 大府駅開設	・ 国鉄東海道本線開通					
路線バス								・ 須賀（3個人営業の乗合自動車横止 大府↷刈谷、のち大府に 大府↷春木）
大府市 循環バス								
その他				・ 大府駅前 に人力車屋 開業		・ （馬車運 行開始 大府↷横 須賀）		

	昭和							
	昭和37年	昭和39年	昭和41年	昭和44年	昭和45年	昭和47年	昭和49年	昭和51年
	1962年	1964年	1966年	1969年	1970年	1972年	1974年	1976年
市の変遷					市制施行			
鉄道	・大府駅跨線橋完成	・東海道新幹線開通	・横須賀踏切廃止、国道155号大府跨線橋完成		・S武屋師 L豊碧崎 ）線南踏 さ最線切 よ終線跨 なら蒸線 ら気橋 列車機完 走る車成 （関名古	・共和駅橋上本屋完成	・終山踏切廃止、終山地下道完成	・共和跨線橋完成
路線バス		・名古屋鉄道（株）共和線、開設（後の名古屋東海線、松駅前、大日堂前）			・名古屋鉄道（株）大府線（和合北口まで延長）			・名古屋鉄道（株）が豊明発着場設置、大府線など再編（豊明線に改称、大府経由、刈谷ほか）
大府市循環バス								
その他				・東名・名神高速道路全線開通	・名四国道開通（名古屋区、豊明）	・知多半島道路開通		

				平成				
昭和53年 1978年	昭和57年 1982年	昭和61年 1986年	昭和62年 1987年	平成9年 1997年	平成10年 1998年	平成11年 1999年	平成12年 2000年	平成13年 2001年
<ul style="list-style-type: none"> 大府新駅舎完成、跨線歩道橋完成 	<ul style="list-style-type: none"> 大府駅貨物集約・貨物取扱中止 	<ul style="list-style-type: none"> S・L・C56「一世紀号」が武豊線を往復 	<ul style="list-style-type: none"> 国鉄改革法（分割民営化）（JR法人）実施 JR東海大府駅・共和駅はJR東海の駅となる 					
				<ul style="list-style-type: none"> 知多バス東浦線あり 名古屋鉄道(株)6路線あり 大府線運行改正 (あいち健康プラザ乗入れ) 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋鉄道(株)有松線一部廃止（知立く大府駅前） 知多バス東浦線運行改正 (あいち健康プラザ乗入れ) 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋東海線、横須賀線、大府線が名古屋鉄道(株)から知多バスへ移管 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋鉄道(株)豊明線廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋鉄道(株)長島線廃止 知多バス大府線運行改正 (げんきの郷乗入れ、循環系統増設)
					<ul style="list-style-type: none"> 循環バス経路案試験走行 循環バスの基本方針策定 		<ul style="list-style-type: none"> 循環バス運行開始 (3路線、小学生以下、障がい者無料) 	
				<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート実施 豊明線、有松線（知立く大府駅前）の廃止通告を受け、大府市バス交通体系検討委員会を設置 		<ul style="list-style-type: none"> 大府市循環バス運行協議会を設置 		<ul style="list-style-type: none"> 循環バス利用者アンケート実施

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

	平成							
	平成14年 2002年	平成15年 2003年	平成16年 2004年	平成17年 2005年	平成19年 2007年	平成20年 2008年	平成21年 2009年	平成22年 2010年
市の変遷								
鉄道								
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ・知多バス東浦線廃止 ・改正（あいち小児センター） ・知多バス大府循環線運行 			<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄バス有松線廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・知多バス横須賀線運行改正（太田川駅前乗入れ） ・台線に改称 ・行改正（一部廃止、上野 ・知多バス名古屋東海線運 			
大府市循環バス	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行改正（経路・時刻表変更） 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行改正（便数・時刻表変更） 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バスに立ち席ありの車両を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行改正（路線増設←4路線、乗継券導入） ・「循環バスの愛称を決定ふれあいバス」 		<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行改正（毎日運行、70歳以上ふれあいバス、経路変更） 		<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行改正（外国語対応、経路変更）
その他					<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・大府市循環バス運行協議会を地域公共交通会議と位置づける 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス利用者インタビュー実施 	

							令和	
平成24年 2012年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年
市制50周年								
			<ul style="list-style-type: none"> 武豊線電化開業 			<ul style="list-style-type: none"> 大府駅前広場改修 (バリアフリー化など) 	<ul style="list-style-type: none"> 大府駅前広場改修 (シェルター設置など) 	
<ul style="list-style-type: none"> 知多バス大府循環線運行へ 改正(左右両廻り運行へ 変更) 				<ul style="list-style-type: none"> 知多バス横須賀線運行改 廃止(太田川駅前乗入れを 正) 				
		<ul style="list-style-type: none"> 循環バス運行改正 (中央コース増設←5路線、 おおぶ文化交流の杜乗入れ) 	<ul style="list-style-type: none"> 循環バス運行改正 (経路・時刻表変更、 車両・バス停更新) 		<ul style="list-style-type: none"> 市民と市長のまちトーク にて循環バスをテーマに 意見交換 循環バス運行改正 (時刻表変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 路線検索サービスに対応 	<ul style="list-style-type: none"> 循環バス運行改正 (経路・時刻表変更、 中学生無料化) 	<ul style="list-style-type: none"> 経路検索サービスに対応 バスロケーション導入 おぶちゃんデザイン車両 循環バス運行改正 (経路・時刻表変更)
	<ul style="list-style-type: none"> 循環バス 利用者インタビュー実施 	<ul style="list-style-type: none"> 循環バス 利用者インタビュー実施 	<ul style="list-style-type: none"> 循環バス 利用者インタビュー実施 				<ul style="list-style-type: none"> モニタリング調査実施 大府市地域公共交通 活性化協議会を設置 (会議体変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 大府市地域公共交通計画 策定

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

	令和			
	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年
市の変遷				
鉄道				
路線バス				
大府市 循環バス	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行改正（共和病院乗入れなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車運賃無料キャンペーン ・ぬり絵作品掲載イベント開催 ・バスロケーション更新（車内混雑状況公開など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車内アナウンス音に市公式イメージ曲を使用 ・循環バス運行改正（E-Vバス車両増車など） ・交通系ICカード決済開始 	
その他				<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大府市地域公共交通計画策定 ・モニタリング調査実施

資料：大府市誌ほか

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料編

第2次大府市地域公共交通計画

発 行

大府市地域公共交通活性化協議会

大府市

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL.0562-47-2111(代表)

<https://www.city.obu.aichi.jp/>

編 集

大府市 都市整備部 都市政策課



SUSTAINABLE HEALTHY CITY